

第1回 中央こども家庭センターの今後のあり方検討会 議事概要

1 日時 令和7年11月20日(木)15:00~17:00

2 場所 神戸市中央区文化センター1101 会議室

3 出席者

(1) 検討会委員 ※敬称略

氏名	職名等	出欠
渋谷 和宜	神戸市こども家庭センター 所長	出席
竹内 良二	中央こども家庭センター 元所長	出席
畠山 由佳子	関西学院大学人間福祉学部 教授	出席
畑山 麗衣	(特非) Giving Tree ヒ°アウンター	出席
三浦 一広	兵庫県児童養護連絡協議会 会長	出席
○森 茂起	甲南大学文学部 名誉教授	出席

○=委員長

(2) 県当局

安井中央こども家庭センター所長、助野福祉部児童家庭課長 他

4 主な意見

※ 開会あいさつ、メンバー紹介、資料説明等については省略するとともに、発言内容は一部要約しています。

- ・ 子どもの考えを尊重する観点から、子どもの意見を聴くべきである。
- ・ 資料中の表現方法で気になる点がある。児童がみるとあまりいい印象をもたない可能性があるため、表現方法に留意すべきである。
- ・ 一時保護施設の定員設定の考え方として、一時保護委託ゼロを想定するという考え方は家庭的養育優先という社会的な流れを考えると如何なものか。子どもの居住地域や環境を踏まえ、子どもにとって何が一番望ましいかを優先して保護先を判断するべきである。
- ・ 各地域に一時保護専用施設を確保するなど、できるだけ子どもが慣れ親しんだ地域で過ごせるような体制を検討すべきではないか。平成4年に県内の一時保護施設を中央こども家庭センターへ集約した際、児童移送の距離がのびて子どもにとっての負担が重くなった。子どものことを中心に考えた体制を検討するべきである。
- ・ 一時保護施設での保護と一時保護委託のあり方について、児童福祉措置費上の考え方等を整理した上で、県としての考え方を整理すべきである。
- ・ 現場事情としては、一時保護先の確保は本当に困難。緊急保護の受入れ先として里親等へ委託することは課題も多いため、自治体が管理する一時保護施設としての一定の規模確保は必要である。
- ・ 子どもにとっては、一時的とはいえ在籍する学校から離れると、元の学校の生活に戻り

にくい面もある。(一時保護中の)一時的な空白期間であっても、子どもにとっての影響は大きい。そのため、原籍校に通い続けたいという希望を持つ子どもは多い。そのためにも、一時保護委託先としての里親、ファミリーホームの開拓が重要である。

- ・ 一時保護施設からの原籍校への通学は、市が設置する場合のように管轄区域に限られる場合だからこそ実現できる面もあり、管轄区域が広域にわたる県の一時保護施設での実現は困難ではないか。
- ・ 一時保護中の学習支援のあり方については、しっかり議論すべきである。
- ・ (男女を分けて監護しているため) 兄妹のように性別の異なるきょうだいが一緒に過ごせない点については議論の余地がある。共に乗り越えたという経験も子どもにとっては重要。一方、一時保護施設は長期にわたっての「生活の場」ではないことを念頭に置いておく必要がある。
- ・ 中央こども家庭センターは、施設全体が暗くて狭い印象である。柔らかみや温かさを意識し、子どもや働く職員にとって良好な環境が望ましい。
- ・ ユニット制を導入する場合は、ユニット編成の仕方もしっかり検討しないと、運用において色々と課題が生じる。神戸市では小学生と中学生以上を分けてユニット編成しているが、小学生ユニットの定員は空いているが、中高生ユニットの定員が充足されている等の場合に、全体でみると定員に空きがあるのに新たに受け入れができないといった事態が生じている。また、性別についても、兄妹、姉弟等への対応も想定し、性で分けないユニットがあった方がいい。
- ・ 一時保護施設の定員については、少子化という現状においても社会的養護は一定の必要数が生じるため、現状の合計定員 100 名を減らさない方針は評価できる。日本は社会的養護が長期措置に偏り、対象となる子どもの割合が少ないために、在宅支援と措置の壁が厚い傾向がある。少子化の下で、より多くの家庭、子どもへの支援として使える制度にすべきと考える。